

鳥取市障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所（以下「障害者支援施設等」という。）に準ずる者として市長が行う認定について、必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 障害者支援施設等に準ずる者として市長の認定を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する子会社（以下「特例子会社」という。）で市内に事業所を置くもの
- (2) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（以下「重度障害者多数雇用事業所」という。）で市内に事業所を置くもの
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者で市内に事業所を置くもの
- (4) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体で市内に事業所を置くもの
- (5) 市内の事業所を含めた複数の障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）に対して、物品又は役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有し、市内に事業所を置くもの（以下「共同受注窓口」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市長の認定を受けることができない。

- (1) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所の代表者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。）が鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員であるもの
- (2) 事業所の運営に当たって、鳥取市暴力団排除条例第6条に定める者の支配を受けているもの

(認定の申請)

第3条 障害者支援施設等に準ずる者の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(認定の方法)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、地方自治法施行令（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の3の規定に定めるところにより、その内容を審査し、適当と認めるときは障害者支援施設等に準ずる者として認定するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき障害者支援施設等に準ずる者として認定したとき又

は認定しないこととしたときは、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(認定事項の変更等)

第5条 障害者支援施設等に準ずる者の認定を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに障害者支援施設等に準ずる者の認定事項変更等届(様式第2号)により市長に届け出なければならない。

- (1) 施設等の名称、所在地、代表者等の認定の申請をした事項に変更が生じたとき。
- (2) 第2条第1項各号のいずれかに該当する者でなくなったとき。

(認定の取消し)

第6条 市長は、認定を受けた者が次のいずれか該当したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号のいずれかに該当する者でなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき。

(実地調査等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、認定を受けた者に対して、障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書又はその添付書類に記載された障害者の雇用状況等の内容について、実地の調査又は説明を求めることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。
(障害者支援施設等に準ずる者として認定する基準についての廃止)
- 2 障害者支援施設等に準ずる者として認定する基準について(平成26年10月31日制定。以下「旧基準」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行前に旧基準の規定によってした手続その他の行為は、この要綱の相当規定によってした手続その他の行為とみなす。

鳥取市長 様

所在地又は住所：

法人名又は氏名：

代表者氏名：

㊟

障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書

鳥取市障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要綱第3条の規定により申請します。

1 認定区分（該当するところに「○」を記入）

①特例子会社		②重度障害者多数雇用事業所	
③在宅就業障害者		④在宅就業支援団体	
⑤共同受注窓口			

2 主な取扱物品又は役務

主な取扱物品又は役務の名称	

3 担当者

部署・職・氏名		
電話・ファクシミリ番号	(電話)	(ファクシミリ)
メールアドレス		

4 添付資料

- (1) 会社又は事業の概要、取扱物品等が分かる書類（パンフレット・写真等）
- (2) 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、在宅就業支援団体又は共同受注窓口であることが分かる書類

様式第2号（第6条関係）

鳥取市長 様

所在地又は住所：

法人名又は氏名：

代表者氏名：

㊟

障害者支援施設等に準ずる者の認定事項変更届

年 月 日付け 第 号をもって通知のあった標記認定を受けた事項について、変更がありましたので、鳥取市障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要綱第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更事項

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	
<input type="checkbox"/> 法人所在地 又は住所				
<input type="checkbox"/> 法人名又は 氏名				
<input type="checkbox"/> 代表者氏名				
<input type="checkbox"/> 主な取扱物 品又は役務 の名称				

※「変更事項」欄は、該当する項目に「○」を付けること。

※変更内容を証明する書類を添付すること。

担当者	部署・職・氏名	
	電話・ファクシミリ 番号	(電話) (ファクシミリ)
	メールアドレス	